

「体罰等によらない子育ての推進に関する検討会」 御中

2019年9月2日

認定NPO法人児童虐待防止全国ネットワーク

理事 高祖常子

### 意見書

#### ■検討会で議論いただきたい観点について

「体罰等によらない子育ての推進に関する検討会」ですので、ガイドライン作成のみならず、「体罰等によらない子育て推進」についての議論もお願いします。以下内容項目案です。

- ・体罰禁止の考え方のすり合わせ（体罰の範囲などを確認）

- ・体罰のガイドライン作成

- ・体罰のガイドライン策定における懸念事項など

- ・体罰等によらない子育て推進方策および保護者支援策

　体罰によらない子育てをするための情報提供(愛の鞭ゼロ作戦などを活用または新規にツール作成、母子手帳への記載や、母子手帳配布時、定期健診時に伝えるなど)

　両親学級での情報提供

　子育て講座での情報提供

　相談しやすい場作り ほか

- ・子ども自身への情報提供や教育（暴力を受けることが当たり前ではないことを知る）

- ・子ども自身が意見を言う、SOS を出せる仕組み作り（子どもオンブズなど）

・子育て支援者（子育てひろばスタッフなど）および保育士・幼稚園教諭、教師、助産師・看護師・医療者ほか、子育て支援や子どもに関わる人すべてが共通認識を持つ

- ・国民一般への広報PR など

#### ■体罰のガイドラインについて

ガイドライン作成にあたり、検討委員の意識合わせをする必要があると考えます。「子どもの権利」のベースに立つこと。

- ・「国連子どもの権利委員会」（パラ26）をベースとしてはいかがでしょうか。

どんなに軽いものであっても、全ての体罰を明示的かつ完全に禁止すること。（資料3のP10）

- ・「国連子どもの権利委員会」（一般的意見8号）の例示も参考に。

「これは手または道具——鞭、棒、ベルト、靴、木さじ等——で子どもを叩くという形で行なわれる。しかし、たとえば、蹴ること、子どもを揺さぶったり放り投げたりすること、引

つかくこと、つねること、かむこと、髪を引っ張ったり耳を打ったりすること、子どもを不快な姿勢のまままでいさせること、薬物等で倦怠感をもよおさせること、やけどさせること、または強制的に口に物を入れること（たとえば子どもの口を石鹼で洗ったり、辛い香辛料を飲み込むよう強制したりすること）をともなう場合もありうる。」

・厚生労働省「児童虐待の定義」（以下厚労省サイトからコピー＆ペーストしています）をもちろんベースにしつつ、体罰が指示示す範囲を決めていくことにしてはいかがでしょうか。「性的虐待」や「ネグレクト」「心理虐待」を、「体罰」の範囲に含めることについて異論があると思いますが、「お前が悪いから」という趣旨で行われることもあります。

身体的虐待/殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束する など

性的虐待/子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にする など

ネグレクト/家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など

心理的虐待/言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（ドメスティック・バイオレンス：D V）、きょうだいに虐待行為を行う など